

消費生活コラム

消費税率引き上げに便乗した詐欺に注意！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171 又は 消費者ホットライン 188

社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が見られます。今回の消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想されますので、ご注意ください。

【事例】

銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてほしい。お宅は四万円戻る。」と電話があった。(八十歳代 男性)



【アドバイス】

1. 金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。
2. 着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接でないということもトラブルを避ける一つの方法です。
3. 不審な電話があったら、すぐに警察相談専用電話(＃9110)や消費生活相談窓口等にご相談ください。

(出典：国民生活センター・身守り新鮮情報第346号より)

健康的な生活のために

生きることは食べること

問 一般社団法人佐賀県歯科医師会 ☎0952-25-2291
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

食べ物を体内に取り込む際の「噛む」という動作が、どれほど健康にかかわっているかは意外と知られていません。

<噛むことの効用>

- ① 食べ物をおいしく食べることで、精神的、心理的な生きる喜びや健康の喜びを味わうことができる
- ② 唾液の分泌を促進し、消化を助ける
- ③ 満腹感を高めて食欲が抑えられ、脂肪が燃焼しやすくなることで、肥満予防につながる
- ④ 脳の血流を促進し、脳の働きを活性化させる

噛む機能が損なわれると、生活の質を低下させてしまいます。噛む機能を維持するために、日頃から正しい歯みがきで口の中を清潔にしておくことや、健(けん)口(こう)体操などを行うこと、そして、かかりつけ歯科医院による口腔管理をお勧めします。

また、76歳の方を対象とした「歯(し)あわせ健診」を実施しています。対象の方には受診券を送付していますので、口の中の状態と機能を把握し、「健康に生きること」に繋げましょう。



**マツダペイントは
あなたの財産を
塗装
で守ります!**

口のうまい営業マンは
いませんが、
腕のいい経験豊富な
職人が揃っております!

お家を
お持ちの方・マンション・アパートを
貸し出しているオーナー様

汚れを目立たせない為だけではなく、
建物の劣化を防ぐため、
塗装で保護をしましょう!

お任せ
下さい!

**塗装
工事** **外壁
塗装** **屋根
塗装**

無料 建物の現況確認
お見積もり
出張費

まずは
お気軽に
ご相談を!

〒839-0801 久留米市宮ノ陣2丁目2-10
0120-27-1116
0942-30-5891

営業時間: 10時-19時
定休日: 日曜日

Q マツダペイント
「リフォーム評価ナビ」で
詳細をご覧ください▶





70 歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度ご加入の方へ

高額療養費（外来年間合算）のお知らせ

■ 高額療養費（外来年間合算）制度とは？

現在、医療機関や薬局で月に支払った医療費が上限額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されています。一般区分・低所得者区分（※）の方は、年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額に 14 万 4 千円の上限額が設けられ、その上限額を超えた額が高額療養費（外来年間合算）として支給されます。

※区分については、福祉課 保険年金係（役場1階）へお尋ねください。

■ 支給要件

平成 30 年 8 月から令和元年 7 月末までに被保険者が医療機関や薬局で支払った外来の医療費の自己負担額から月間の高額療養費を除いた額のうち、14 万 4 千円を超えた額を支給します。

■ 支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続きについての留意点

- ・後期高齢者医療の方…月間の高額療養費の支給を受けたことがある方で、対象の期間中に医療保険の異動等がなく、外来の医療費の自己負担額が広域連合で確認できる場合、月間の高額療養費の支給先と同じ口座へ自動的に支給します。（支給日の一週間程度前に支給決定通知書が届きます。）
- ・国民健康保険の方…申請時に口座の登録が必要です。

※後期高齢者医療の方で高額療養費の口座登録の無い方、国民健康保険の 70 歳以上の方、それぞれで支給が見込まれる被保険者の方には、12 月中～下旬にお知らせを送付する予定ですので、福祉課保険年金係（役場1階）へ申請してください。（平成 30 年 8 月から令和元年 7 月末までの間に「転入・転出をされた方、資格の変更があった方、資格を喪失された方（亡くなられた方や生活保護を受け始めた方）」は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。具体的な手続きやご不明な点はお相談ください。）

■ 時効についての留意点

高額療養費（外来年間合算）は、基準日（毎年 7 月 31 日）の翌日から 2 年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は、基準日の翌日から 2 年の間に行ってください。

※計算期間（8 月～翌年 7 月）の途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日（死亡の場合は、亡くなられた日）となります。

■ 問合せ先

福祉課 保険年金係（☎92-7934）または佐賀県後期高齢者医療広域連合（☎0952-64-8476）

↑ 75 歳以上の方はこちら

未来の生活設計について考えてみませんか！

いい みらい

11 月 30 日は「年金の日」

厚生労働省では、国民一人一人が「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11（いい）月 30（みらい）日を「年金の日」としました。この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、年金記録や将来の年金見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録（加入・納付状況等）を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。詳細は、日本年金機構のホームページをご確認いただくか、年金事務所へお問い合わせください。



毎月第 2・4 火曜日は年金相談の日！

役場では、毎月第 2・4 火曜日に年金相談を実施しています。佐賀年金事務所より相談員が来庁し、相談を受け付けます。事前に予約が必要です。佐賀年金事務所（☎0952-33-6360）へ前日までにご連絡ください。

■ 問合せ先

・佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

・日本年金機構「ねんきんネット」「ねんきん定期便」専用ダイヤル ☎0570-058-555（050 から始まる電話でおかけの場合は ☎03-6700-1144）